

裁 決 書

審査請求人

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

処 分 庁

[Redacted] 所長

審査請求人が、平成23年7月10日付けで提起した生活保護法に基づく保護停止決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が平成23年7月4日付けで行った保護停止決定処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が平成23年7月4日付けで

審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護停止決定処分（以下「本件停止決定」という。）の取り消しを求めるものと解される。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は、次のとおりである。

来日して10年たった。生活保護を受けるまでに友達の紹介で一生けんめい働いてきた。

しかし、不景気で会社にリストラされた。それ以来、様ざまの方法で仕事を探して見たが、ことばの壁（字の読み書きできない）や身体の調子がずっとよくないため（ひどい頭痛や頸椎（くび）痛）仕事がなかなか見つからなかった。

それにもかかわらず、生活保護が停止され、現在とても生活できない状況にいたった。そのためストレスがたまり、高血圧になって、救急車で病院へ運ばれたことがあった。だから、仕事が見つかるまで、生活保護を受けさせてもらうようお願いがする。

第2 当庁が認定した事実及び判断

1 当庁が認定した事実

(1) 平成22年10月15日付けで、請求人は処分庁に対して、「仕事を探すが見つからず」の理由により、保護開始申請を行い、処分庁は同日付けで、請求人■■■■（以下「請求人妻」という。）と請求人■■■■（以下「請求人夫」という。）の夫婦二人世帯として、保護を開始したこと。

(2) 平成23年3月4日付けで、処分庁は請求人妻に対して、法第27条の規定による指導指示を行ったこと。同指導指示書には、

指示事項として「請求人妻及び請求人夫が当方の就労指導などに対し適切に従い、稼働能力を十分活用し就労開始すること。」、履行期限として「平成23年3月末」と記載されていること。

(3) 平成23年5月27日付けで、処分庁は請求人妻に対して、法第27条の規定による指導指示を行ったこと。同指導指示書には、指導指示事項として「就労阻害要因がないにもかかわらず、就労に至っていません。この状態は、法第4条第1項に規定する保護の要件としての能力活用を欠くものと解されます。請求人妻及び請求人夫ともに至急、職についてください。」、履行期限として「平成23年6月10日」と記載されていること。

(4) 平成23年6月10日付けで、処分庁は請求人妻に対し、上記(3)のとおり文書による指導指示を行ったが、その後も改善または努力のあとが認められないとして、法第62条第4項の規定に基づき、保護の停止等に係る弁明の機会付与を通知し、同月28日に弁明の機会を与えたこと。

(5) 平成23年7月4日付けで、処分庁は請求人世帯に対し、本件停止決定を行い、請求人妻に対してその旨を通知したこと。同通知書には、停止の理由として「平成23年7月1日付けで生活保護を停止する。」と記載されていること。

(6) 平成23年10月12日付けで処分庁が審査庁に対して提出した弁明書には、以下の趣旨の内容があること。

ア 平成22年10月15日 請求人は失業後就労せず、貯え底をつき生活困窮し保護を申請した。申請日付で生活保護開始。これから二人で仕事に就く努力をすると申し立てあり、請求人に対し、ハローワーク等を活用しながら就労指導していくこととした。

イ 平成22年11月5日 来所。請求人の10月の求職活動状況を聴き取りするも熱心な求職活動が行えていなかった。11月以降の求職活動の方法について説明し、早期の就労開始を強く口頭指導する。

ウ 平成22年11月26日 家庭訪問。請求人の11月分の求職活動状況申告書は白紙であった。

エ 平成22年12月7日 来所。請求人は日本語が書けないので、長女が記入した11月分の求職活動状況申告書提出あり。活動日数は6日だけで活動不十分であった。求職活動状況申告書の記入の仕方についても指導をおこなう。

オ 平成23年1月7日 来所。請求人の12月分の求職活動状況申告書提出あり。前回の指導にも従わず、活動日数は6日だけで活動不十分。請求人の傷病は大きな問題ではないことを請求人から確認し、強力に就労指導。

カ 平成23年1月14日 来所。請求人の求職活動の内容については、ハローワークに行っても全て1時間程度であり、紹介状を貰うまでは至っていない。ハローワークでの活動以外に[]を紹介した。本職より生活保護の制度について再度説明し、就労なければ生活保護の廃止が有り得ると注意促し、就労指導。

キ 平成23年2月4日 来所。請求人の1月分の求職活動状況申告書の提出あり。活動日数は15日。内容確認するも積極的な活動とは言えない。

ク 平成23年2月17日 ケース診断会議。文書指示を決定。

ケ 平成23年3月4日 来所。今まで口頭による指導を行い、様子を見たが、改善が見られないため、法27条に基づく指導指示書を手渡しする。期限3月31日。

コ 平成23年3月22日 家庭訪問。請求人の3月分求職活動状況申告書の内容を確認するが、文書指示前と状況は変わらず。

サ 平成23年4月5日 来所。請求人の3月分求職活動状況申告書の提出あり。活動日数は15日あるが、内容は以前と変わらない。請求人より4月23日～5月8日まで、請求人妻のみ■■■■の弟の墓参りに一時帰国すると報告あり。2週間程度の帰国のため、収入認定はおこなわない。

シ 平成23年5月13日 来所。請求人の4月分求職活動状況申告書提出あり。活動日数は請求人夫12日、請求人妻6日で、以前と状況変わらないため、この様な状態が続けば保護の停止や廃止になることを再度告げる。

ス 平成23年5月27日 来所。請求人の5月分求職活動状況申告書提出あり。活動日数は9日。以前と変化なく、改善していないと判断し、2回目の文書指示を行う。期限6月10日。

セ 平成23年6月10日 請求人の5月28日～6月9日までの求職活動状況申告書提出あり。活動日数6日。状況に変化なく改善は見られず、指示が履行されたとは言えないため再度文書により通知書を手渡した。弁明期日6月28日。

ソ 平成23年6月28日 来所。請求人の6月10日～6

月 27 日までの求職活動状況申告書提出あり。活動日数は 9 日。活動内容を聴き取りするも以前と状況変わらず。

タ 平成 23 年 7 月 1 日 請求人は稼働能力が十分に活用できておらず、指示に対して実際に実行することを明らかに怠ったため本件停止決定を決定。

チ 請求人が申し立てている本件停止決定は、法第 62 条第 3 項の規定に基づき適正に決定されたものであり正当である。

(7) 平成 23 年 10 月 31 日付けで、審査庁は請求人に対し、上記(6)の認定事実について記載された処分庁の弁明書の副本を送付し、これに対する反論書の提出を求めたが、現在に至るまで、請求人から反論書の提出はないこと。

2 判 断

(1) 法第 4 条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第 1 項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定め、また、法第 5 条は、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と規定している。

(2) 法第 27 条第 1 項は、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」と規定している。

更に、法第 62 条 1 項には、被保護者は、保護の実施機関が、「第 27 条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。」と定め、同

条3項には、保護の実施機関は、被保護者が、その「義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。」と規定している。

なお、この場合には、同条4項により、保護の実施機関は、「保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。」と規定している。

(3) また、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」

(平成18年3月30日厚生労働省社会・援護局保護課長通知)Ⅱの4の(1)には、「指導指示を行う場合には、口頭、文書を問わず、長期的に漫然と行わず、指導指示の内容、履行期限等を具体的に明示して行うことが重要となる」と定め、

(2)には、「履行期限を定めた場合においては、履行期限が到来するまでの間、本人による履行の努力を求めるだけでなく、保護の実施機関においても積極的な援助と効果的な指導を行うことが求められている。」と定めている。

(4) 行政手続法(平成5年11月12日法律第88号)第14条は

「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。」と定めている。併せて、同条第3項は、「不利益処分を書面でするときは、前2項の理由は、書面により示さなければならない。」と定めている。

また、理由提示の最低限の要求として、単に根拠法条を示すだけでは足りず、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用して処分がなされたかを明らかにするものでなければならないこと、また、処分根拠となる事実に関しては、処分の名あて人にとって十分理解しうる程度に詳しく示すことと解されている。

(5) 本件について見てみると、前記第2の1の(2)ないし(6)の認定事実のとおり、処分庁は請求人が法第27条に基づく文書による指導指示に従わないため、前記(2)に基づき、弁明の機会を付与したうえで、本件停止決定を行ったことが認められる。しかしながら、指導指示の内容は、前記第2の1の(3)の認定事実のとおり、期限を定めて「就労の実現」を指示するというもので、被保護者本人の努力のみによっては実現可能性が不確実であり、前記(3)に照らすと、不適切な指導指示といわざるを得ない。

(6) また、本件停止決定通知書の停止理由には、「平成23年7月1日付けで生活保護を停止する。」と記載されているのみで、これは前記(4)でいうところの理由が示されたとは認められない。

よって、本件停止決定については、取り消しを免れないと判断する。

以上の理由により、行政不服審査法第40条第3項の規定を適用して主文のとおり裁決する。

平成24年6月15日

審査庁 大阪府知事 松井

